平成２５年（フ）第１５号
宮崎県延岡市松原町４丁目8850番地
債務者　小田　剛司
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第５６２６号
大阪市東淀川区西淡路１―１―28　ライオンズマンション新大阪306号室、住民票上の住所京都市北区西賀茂北川上町97番地
債務者　杉江美喜夫
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８０９号
大阪市平野区背戸口２丁目１番19号　末広マンション203
債務者　白濱　　章
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９４２号
大阪市住之江区南港中２丁目８番32―1008号
債務者　中岡　厚夫
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９６８号
大阪府四條畷市岡山２丁目３番18号
債務者　石過　雄紀
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９８３号
大阪市平野区長吉長原４丁目３番２―405号
債務者　吉田工業こと　吉田　利秋
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２号
大阪府寝屋川市寝屋１丁目27番11号
債務者　湯谷　浩充
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２６号
大阪市阿倍野区旭町３丁目２番５―408号、前住所大阪市西成区天下茶屋東２丁目14番33号
債務者　大久保カノヱ
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５６号
大阪府八尾市久宝寺１丁目２番63号
債務者　正脇佳代子
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３７号
大阪府寝屋川市萱島東２丁目22番２号
債務者　谷　　哲也
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８２号
大阪市住之江区粉浜西３丁目３番17号
債務者　上田　　渉
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１１号
大阪市中央区島之内２丁目８番30号401
債務者　野見山ミチ子
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６５６号
大阪市平野区加美正覚寺１丁目21番18号　宮前ハイツ101
債務者　土屋千代美
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６５７号
大阪府守口市大久保町３丁目10番13号
債務者　小山　孝範
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６６５号
大阪市旭区新森１丁目７番47―114号
債務者　渡邊友三郎
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０号
兵庫県宝塚市山本中１丁目15番27号203
債務者　水野　哲也
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第２３号
兵庫県伊丹市御願塚５丁目２番30号、前住所兵庫県伊丹市御願塚４丁目３番７号ウェルアップコート206号
債務者　島川　恒治
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第１２号
兵庫県豊岡市日高町鶴岡277番地の１
債務者　山本　　学
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係